

横浜港シェアリングエコノミー研究会 規約

(名 称)

第 1 条 本研究会は、「横浜港シェアリングエコノミー研究会」（以下、「研究会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 研究会は、横浜港においてコンテナターミナル周辺の混雑やドライバー不足など、ドレージ環境が悪化する中、シャーシの位置情報を活用しつつシェアリングすることによる、シャーシ運用の効率性向上や、走行距離の削減、コンテナターミナル周辺の混雑解消など、輸送の効率化と陸運事業者の業務軽減などの生産性向上を通じて、横浜港の国際競争力強化に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第 3 条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 位置情報を活用したシャーシシェアリングを実現するための研究に関する事。
- ② その他、研究会の目的達成に関する事。

(研究会の構成)

第 4 条 研究会は、関係企業団体、港湾運営会社、関係行政機関等の各員（以下、「委員」という）をもって構成する。

(研究会の開催)

第 5 条 研究会の開催は、必要に応じて事務局が決定する。

- 2 研究会には委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 会議の進行は事務局が行う。

(事 務 局)

第 6 条 研究会の運営に関する事務一切は、関東地方整備局港湾空港部クルーズ振興・港湾物流企画室が行う。

(その他)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、事務局が研究会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、令和 2 年 12 月 2 日から施行する。